

## 平成27年度市民参加の対象としなかった事項一覧

	対象としなかった事項 (C)	対象としなかった理由 市民参加条例第6条第2項
1	和光市文化振興基本方針の見直し	(1)
2	和光市個人情報保護条例の改正	(3)
3	マイナンバー制度に伴う条例の制定	(3)
4	和光市国民健康保険税の見直し	(5)

### 【第6条第2項：市民参加の対象としないことができるもの】

1号	軽易なもの
2号	緊急に行わなければならないもの
3号	法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
4号	市の機関内部の事務処理に関するもの
5号	市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの